

第58回
東京地方裁判所委員会
(令和5年2月2日開催)

議事録

東京地方裁判所委員会（第58回）議事概要メモ

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

令和5年2月2日（木）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

ビジネス・コート 会議室1・2（4階）

第3 出席者

（委員） 平木正洋（委員長）、市川充、井上寛、江原健志、小南貴秀、澤田千津子、島田耕一、下川美奈、坪田郁子、中条朋子、中田治子、中村功一、原田章治、福嶋永子

（事務局） 東京地裁民事首席書記官、同刑事首席書記官、東京簡裁事務部長、東京地裁総務課長、同総務課課長補佐、同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

朝倉 佳秀 東京地方裁判所民事部所長代行者

小林 中 東京地方裁判所民事次席書記官兼事務局次長

北岡 彩 東京地方裁判所事務局事務課長

第4 議題

「ビジネス・コートについて」

第5 配布資料

- ・ ビジネス・コートの概要に関するパワーポイント

第6 議事

1 開会

2 議題（発言者の大まかな発言の内容を参考に記載した。）

【発言者の表示=○：委員、■：朝倉所長代行者（プレゼンター）】

プレゼンターによるパワーポイントを利用した説明、及び法廷等の見学の後、以下のとおり質疑応答があった。

- 裁判所調査官や専門委員はどのような人になっているのか。
- 専門委員は、知的財産権の分野であれば弁理士、商事件の場合であれば公認会計士など、事件の種類によっていろいろな分野の方になってもらっている。裁判所調査官は、裁判所の常勤の職員であり、ビジネス・コートにおいては知的財産に関する事件で特許に関する技術的なことについて調査等を行っている。商事件については専門委員に活躍してもらっている。
- 和解のような非公開の手続をウェブで行うことについて、セキュリティの点で大丈夫か。
- 裁判所全体でセキュリティ対策が取られていることを前提にウェブ会議が行われているものと承知している。

- デジタル化移行に当たって慣れない人もいたと思うが、そのような人に対する教育はどうやったのか。
また、ウェブ会議の頻度はどうか。
そのほか、デジタル化に伴って、業務改革というのはどの程度進んでいるかを教えて欲しい。
- デジタル化に当たり、委員会を組織してマニュアルを作って使いやすくするようになり、デジタル機器の操作等に慣れている人がサポートしたりしている。
ウェブ会議の頻度については、私見ではあるが、双方に弁護士がついている場合の争点整理の手续に限っていえば、9割程度実施されているといった印象である。
デジタル化に伴う業務改革については、裁判の審理運営の関係でいえば、単に紙をデジタルに置き換えるだけでなく、裁判の本質を見極めつつ何をやるべきかを真剣に考えるようになってきている。裁判官だけでなく、書記官、事務局も、普段の仕事の仕方が変わるようになると思う。
- 電子手続については、弁護士がついていけば基本的には大丈夫だと思うが、いわゆる本人訴訟の場合はどういったフォローをするのか。
また、今後デジタル化が大きく進んだとき、設備は十分準備されているのかを教えて欲しい。
そのほか、昨今は知的財産の問題がネット社会においては、より身近な問題になっており、特に若い方に真剣に考えてもらう必要がある。また、一般の消費者がビジネス関係のトラブルに巻き込まれることが増えたので、学校で裁判所のことを学ぶ機会があると思うが、ビジネス・コートのことについてももっと周知をしていただきたい。
- 電子手続は、法改正後も本人訴訟の場合には義務付けられてはいないが、その利便性を享受できるようにするために何らかのサポートは必要になるのではないかと思う。
設備については、今後の使用状況を踏まえて対応して参りたい。
知的財産の話もネット社会では重要な問題であり、また、国境を越えた取引を一般の方が気づかず行っていることもあるので、一般の方や中高生の見学などに積極的に取り組んでいくなど、発信に努めて参りたい。
- mints というシステムはいつから導入されているのか。
また、ウェブ会議用ブースは数が限られているようなので、混んでいるときは会議室でも手続をやったりするのか。
さらに、ウェブ会議により一度も裁判所に来ずに手続を行えるのかという点を教えて欲しい。
そのほか、セキュリティ対策については、ウェブ会議を必要最低限の閉じたネットワークの中で行うということは考えられないか。
- mints は、当庁では、ビジネス・コート移転が予定されていた商事部や知財部等の一部の部については令和4年の夏から導入され、令和5年1月から民事訴訟事件担当部全

体が使えるようになった。ウェブ会議の手続はラウンド法廷や審問室でも行うことができ、これらを含めると、ビジネス・コートでは裁判官全員が使えるだけの部屋は確保されている。現行法では、口頭弁論の手続はウェブ会議ではできないが、法改正がされており、これが全面的に施行されれば、ウェブ会議のみで完結する事件が出てくる可能性がある。

現在は、ネットワークを閉じる形ではなく、裁判所全体で技術的な面でセキュリティ対策を取った上で手続が行われている。

- 裁判所といえば霞が関であり、中目黒に裁判所があることを知らない人が多いのではないか。ビジネス・コートというものがあって、これからの時代に活発に紛争解決に当たっていくということで、これまでどういった広報活動をしてきたか。

また、国際競争力の強化という点で、外国の動きを取り入れるということはしているのか。

- 広報については、報道関係者を対象とした見学会を行い、テレビのニュースでもかなり報道され、ユーチューブにもインタビューが掲載されているほか、様々な視察や見学を積極的に受け入れている。

日本の民事裁判は手堅いというイメージがあると思うが、審理の期間についていえば、少なくともビジネス関係の裁判の分野では、なお迅速化するニーズや余地が大きいと思う。争点を早期に見い出して裁判所と当事者の共通認識とした上で、核心を突いた合理的な審理をすることで、裁判の質を上げつつ、より迅速な紛争解決を図る方向で議論を進めており、その際に諸外国における様々な取組みを参考にしている。

第7 次回のテーマ等について

次回のテーマは「18・19歳の若年層を意識した裁判員裁判の広報活動について」
(仮題)

第8 次回の開催期日について

令和5年6月6日(火) 午後3時30分